

札幌市医療的ケア児レスパイト事業 よくある質問と回答

R7.5.8更新

● 保護者からの質問

- [利用開始に関すること](#)
- [費用に関すること](#)
- [利用方法に関すること](#)
- [その他制度に関すること](#)

● 訪問看護事業所からの質問

- [新規申請に関すること](#)
- [請求に関すること](#)
- [訪問看護の提供に関すること](#)
- [その他制度に関すること](#)
- [スマート申請の使い方に関すること](#)

利用開始に関すること		
No.	質問	回答
1	レスパイト事業を利用したいが、どうしたらいいですか。	保護者からの申請は受け付けていません。現に利用している（しようとしている）訪問看護事業所に相談のうえ、訪問看護事業所を通じて申請を行ってください。 ※利用している訪問看護事業所にレスパイト事業の利用を承諾してもらう必要があります。
2	レスパイト事業は何歳まで使えますか。	18歳到達後の最初の3月31日までです。1回決定を受けると1年ごとの更新などは不要です。ただし、医師の指示書が新たに発行された場合は、請求時に添付する必要があります。
3	給付時間48時間/年の「年」は、いつからいつまでですか。	4月1日から翌年3月31日です。ただし、年度途中で決定された場合は、決定日から翌3月31日までに48時間の利用をすることができます。
4	申請から決定までの流れを教えてください。	訪問看護事業所の申請後、保護者へ申請受理のメールをお送りします。メールに添付されているURLから本人確認を行ったあと、2週間（10開庁日）程度で決定通知をお送りします。

費用に関すること		
No.	質問	回答
I	利用料はかかりますか。	利用料はかかりません。ただし、訪問看護の提供にかかる交通費や衛生用品等の実費相当分、キャンセル料等を保護者に請求することを認めていますので、詳細は訪問看護事業所へご確認ください。

利用方法に関すること		
No.	質問	回答
1	医療保険制度による訪問看護の代わりにレスパイト事業を利用することはできますか。	できません。
2	医療的ケア児も含め家族で外出するためにレスパイト事業を利用することはできますか。	訪問看護事業所や関係する機関の了承が得られた場合、利用することができます。訪問看護事業所へご相談ください。
3	通学の際に利用することはできますか。	訪問看護事業所や学校等の了承が得られた場合、利用することができます。ただし、1回当たりの支援時間は1時間以上である必要があります。

その他制度に関すること		
No.	質問	回答
I	転居をしたとき、何が手続きは必要ですか。	必要です。転居先に応じて以下のとおり、訪問看護事業所へ相談してください。 (札幌市内及び実施市町村内への転居) 申請している内容の変更が必要となります。訪問看護事業所が手続きを行いますので、訪問看護事業所へ変更申請の依頼をしてください。 (実施市町村外への転居) レスパイト事業の利用ができなくなります。訪問看護事業所が利用辞退の手続きを行いますので、訪問看護事業所へ手続きの依頼をしてください。

新規申請に関すること		
No.	質問	回答
1	レスパイト事業を提供するための訪問看護事業所の要件はなんですか。	利用児童が、現に利用している又は利用する見込みである、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他の訪問看護を行う医療機関（以下「訪問看護事業者」という）が本事業の提供を行うものとしています。別途のレスパイト事業の提供のための指定申請等は不要です。
2	訪問看護指示書が発行される予定の段階で申請はできますか。	できません。申請時に訪問看護指示書の提出が必要です。

請求に関すること		
No.	質問	回答
1	レスパイト事業提供の決定を受け、提供を行ったが、請求方法を教えてください。	提供した月の翌月10日までに、①記録書②請求書を提出してください。 なお、前回提出後に新しい主治医意見書や指示書が出ている場合は、それも添付してください。請求した月の翌月20日までにお支払いします。
2	1時間40分支援を行った場合、何時間の請求ができますか。	2時間の請求が可能です。 支援時間の端数は、30分未満を切捨て、30分以上は切り上げてください。 また、事前に利用者に説明のうえ、同意のもと支援を行ってください。
3	1日に1時間20分の支援を2回行った場合、何時間の請求ができますか。	1回当たりの利用時間で判断することになるため、2時間(1時間×2回)の請求ができます。
4	1日に30分の支援を2回行い、1時間の請求を行うことはできますか。 例:学校の送迎で、各30分の支援等	できません。1回当たり1時間以上の支援としてください。
5	年間の給付上限時間を超過して請求できる特例はありますか。	ありません。決定を受けた時間におさまるよう、計画的に訪問看護の提供を行ってください。
6	訪問看護の提供に係る交通費、衛生用品等実費相当分、キャンセル料等を保護者に請求することはできますか。	できます。ただし、重要事項として保護者に書面で同意を得る必要があります。 ※レスパイト事業専用の様式等はありません。 ※医療保険制度による訪問看護において、すでに保護者に書面で同意を得ている場合、省略することもできます。
7	日中と夜間で報酬は変わりますか。	変わりません。時間帯に関わらず、7,500円/時間に上乗せした分を保護者に請求することはできません。
8	目的地への移動中に看護を伴う支援が必要な場合、提供時間を含めることはできますか。	含めることができます。ただし、移動中に看護を伴わない場合は、提供時間を含めることができません。
9	請求を忘れた場合、どうしたらいいですか。 (例:5月提供分を6月10日までに請求し忘れた。)	1か月遅れて請求の審査を行いますので、翌月10日までに請求してください。(例:5月提供分を7月10日までに請求してください。)

訪問看護の提供に関すること		
No.	質問	回答
1	1回の支援時間に決まりはありますか。	1回当たり1時間以上の支援としています。1回の支援時間の上限はありませんので、利用者と訪問看護事業所が合意のうえ、支援時間を決めてください。
2	保護者不在時に訪問看護の提供を行うことはできますか。	できます。
3	1人の訪問看護師で複数の医療的ケア児を支援することはできますか。	原則、医療的ケア児と訪問看護事業所は、1:1を想定しています。
4	訪問看護師2人で1人の医療的ケア児に訪問看護を提供することはできますか。	できます。ただし、2人で提供した場合でも報酬は、7,500円/時間となります。
5	学校で訪問看護を提供することはできますか。	学校等、関係機関の了承が得られた場合は、学校行事等も含め訪問看護の提供をすることができます。ただし、学校で看護師を手配できる場合もありますので、まずは学校へ確認してください。
6	学校に看護師が配置されている場合、レスパイト事業の利用はできますか。	状況に応じて判断しております。お問い合わせフォーム等から状況をお知らせください。
7	レスパイト事業による訪問看護の提供にあたって作成する計画や記録書について、指定の様式はありますか。	指定はありません。医療保険制度による訪問看護において使っている様式を準用して差し支えありません。
8	医療的ケア児を連れて家族で外出するときに、付き添って訪問看護の提供をすることはできますか。	できます。
9	医療保険制度による訪問看護とレスパイト事業による訪問看護は同じ日に提供できますか。	できます。
10	レスパイト事業の提供場所に制限はありますか。	保護者から希望があり、訪問看護事業所がサービスの提供に同意した場合、提供場所に制限はありません。
11	医療保険制度で複数の訪問看護事業所を利用している場合、同日にA事業所が自宅内で医療保険制度による訪問看護を提供し、B事業所がレスパイト事業で学校行事等に付き添うことはできますか。	できます。
12	医療保険制度で複数の訪問看護事業所を利用している場合、同日にA事業所が自宅内で医療保険制度による訪問看護を提供し、続けてB事業所がレスパイト事業で同じく自宅内で支援をすることはできますか。	原則、同じ事業所が支援を行ってください。やむを得ない事由により、同日に複数事業所で支援する必要がある場合は、お問い合わせフォーム等からご相談ください。
13	医療的ケア児の退院日にレスパイト事業を提供できますか。	できます。
14	レスパイト事業でリハビリのため、理学療法士、作業療法士や言語聴覚士等が支援を行うことはできますか。	できません。保護者のレスパイトを目的とした事業であるためです。

その他制度に関すること		
No.	質問	回答
1	医療保険制度で訪問看護を提供している別の訪問看護事業所が、レスパイト事業の訪問看護を提供することはできますか。	できません。同一の訪問看護事業所が訪問看護を提供する必要があります。
2	1年間で30時間しか利用しなかった場合、残りの18時間を翌年度に繰越すことはできますか。	できません。
3	医療保険制度による訪問看護の利用を辞めた場合でも、レスパイト事業の利用を継続することはできますか。	できません。
4	医療保険制度による訪問看護とレスパイト事業による訪問看護は、どちらが優先ですか。	医療保険制度による訪問看護が優先です。レスパイト事業の提供を行う際は、医療保険制度による訪問看護を活用できないか検討を行ったうえで、支援を行ってください。
5	医療保険制度で利用している訪問看護事業所を変更したため、レスパイト事業の提供をしている訪問看護事業所も変更する必要があると思うが、必要な手続きはありますか。	（提供をやめる事業所） 変更前の訪問看護事業所はお問い合わせフォームから利用辞退を行ってください。 （提供を始める事業所） 新規申請を行ってください。
6	医療保険制度の訪問看護を複数の訪問看護事業所で提供しているため、レスパイト事業も複数で提供する場合、新規申請は誰がしますか。	レスパイト事業を提供する訪問看護事業所が、それぞれ新規申請を行う必要があります。ただし、給付時間の上限は1人当たり48時間/年となりますので、訪問看護事業所間や保護者と連携して時間の管理を行ってください。
7	レスパイト事業中に事故が発生した場合、訪問看護事業所の保険を使って、損害賠償する必要がありますか。	お見込みのとおりです。レスパイト提供者は、事前に個々の訪問看護事業所が加入している賠償保険の対象となるか、保険会社に確認をしてください。
8	事業所の廃止や利用児童の市外転居等によって、レスパイト事業による訪問看護の提供をやめるとき、何か手続きは必要ですか。	お問い合わせフォームから、利用辞退を行ってください。
9	更新申請等は必要ですか。	必要ありません。1回の新規申請で、18歳到達後の3月31日までを有効期間とした決定を行います。 対象者要件が喪失した状態で支援を行った場合、給付を行うことはできませんので、レスパイト提供者におかれましては、提供時に対象者要件が継続しているか確認の上、支援を行ってください。

スマート申請の使い方に関すること		
No.	質問	回答
I	申請や請求した内容に誤りがあった場合、どうしたらいいですか。	申請の取下げを行った上で、改めて申請をしてください。取下げができない場合は、以下へお電話ください。 札幌市医療的ケア児レスパイト事業サポートセンター 050-5443-6707